

延滞金割合の推移

期間	納期限の翌日から 1か月を経過する日までの期間		納期限の翌日から1か月を経過した日 から納付した日までの期間	
	年利	特例	年利	特例
～平成11年12月31日	7.3%	なし		なし
平成12年 1月 1日から 平成13年12月31日まで	4.5%	(旧) 特例基準割合	14.6%	なし
平成14年 1月 1日から 平成18年12月31日まで	4.1%			
平成19年 1月 1日から 平成19年12月31日まで	4.4%			
平成20年 1月 1日から 平成20年12月31日まで	4.7%			
平成21年 1月 1日から 平成21年12月31日まで	4.5%			
平成22年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	4.3%			
平成26年 1月 1日から 平成26年12月31日まで	2.9%	特例基準割合 + 1.0%	9.2%	特例基準割合 + 7.3%
平成27年 1月 1日から 平成28年12月31日まで	2.8%		9.1%	
平成29年 1月 1日から 平成29年12月31日まで	2.7%		9.0%	
平成30年 1月 1日から 令和2年12月31日まで	2.6%		8.9%	
令和3年 1月 1日から 令和2年12月31日まで	2.5%	延滞金特例基準割合 + 1.0%	8.8%	延滞金特例基準割合 + 7.3%
令和4年 1月 1日から 令和7年12月31日まで	2.4%		8.7%	

(旧) 特例基準割合 … 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合です。

特例基準割合 … 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合です。

延滞金特例基準割合 … 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する「平均貸付割合」に年1%の割合を加算した割合です。